

京都市同和行政終結後の行政の在り方 総点検委員会への意見書

自由同和会京都府本部・京都市協議会

はじめに

私たち「自由同和会」（旧名称・全国自由同和会）は、昭和 61 年 7 月に八幡市文化センターにおいて結成し、この間、同和問題の解決は人権と言う普遍性のある枠組みの中でしか解決出来ないとして「人権基本法」を提唱して来ました。

この「人権基本法」は、住環境整備の推進、教育啓発の推進、人権侵害の処理及び被害者救済の三点が中心になっており、既にご承知の通り、同和対策、地域改善対策、地対財特法等の特別措置法の延長、また平成 12 年には、「人権教育啓発の推進に関する法律」の成立を私どもは成し遂げてきました。

更に「人権基本法」の完成に向けての最後の懸案事項である「人権侵害の処理及び被害者救済」については、ご案内の通り「人権擁護法案」として私どもの声が反映されたものとして、現在も議論されているところであります。

この法案は、簡易・迅速な処理と実効性の高い調査手続きや救済手法を備えた人権救済制度の確立と、これを実施するための国家行政組織法第 3 条に基づく「人権委員会」を設置するべきとした内容のものであります。

また、スローガンとして「自由な論議の場を」「行政の主体性の確立」「エセ同和行為の排除」の三つのスローガンを掲げ、同和問題の解決に必要な立法、行政及び司法的措置について、国及び地方公共団体等の関係機関の要路に働き掛けを行なうと同時に、同和問題に対する基本的認識を図るための研究調査、研修等を重点に活動を展開しております。

さて、「京都市における同和行政について」は、昭和 26 年のオールロマンス事件を生起に、部落差別の実態と劣悪な環境を放置してきた行政責任を認識することになり、同和問題の解決を最重要課題として捕らまえ、同和地区の生活や住環境の改善に積極的に取り組み大きく成果を果たしてきた事は高く評価しております。

このことは運動団体との協力関係があつての事であると言っても過言ではありません。

しかし、これまでの事業を推進していく中で、ある特定運動団体に偏ってきたために、今日の市民の理解と協力が得られない事態が生じ、特に、これまでの運動団体との癒着構造による、同和温泉カラ事業問題や事務所無料賃貸し問題、今回の優先雇用による職員不祥事問題など、同和行政を歪め問題解決を遅らせてきたことも事実でありま

す。

私たち「自由同和会」は、当初から京都市に対し、優先雇用や補助金、カンパ金など全てにおいて、市民に理解が得られないものは、すぐさま「廃止」すべきと訴え続けて来たことは、今になり、自分たちの運動の正しさが証明されたものと自負しています。

その意味において、門川市長の公約でもあった、この「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」が、初会合での確認事項として、今回、当事者の意見をこのような形で取り入れて頂ける機会を頂きました事に対し心より厚くお礼申し上げます。

私どもは、開かれた市政、主体性のある行政を確立し、運動団体に対する毅然とした姿勢を確立した上で、「真の解決に役立つか」「地区住民の自覚自立を支えるか」「一般行政との整合性」「市民に理解と協力が得られるか」の視点に立ち帰る事が必要であると考えます。

① 自立促進援助金制度の見直しについて

教育を受ける権利は、個人の人格の完成及び尊厳を求めるものであり、基本的人権の大きな課題であります。

家庭の経済状況、理由などに関わらず全ての者が公正に享受されなければならず、国際人権条約に明記されるように人類の普遍的価値であります。

奨学金制度の本来の意義、役割は、学力のいかんに関わらず、子供達にひとしく教育を受ける権利を与え、経済的理由で就学が困難な人に公的に援助する給付で行われてきました。

このような観点から申しますと、京都市の自立促進援助金制度は奨学金の返還を補うものであり、教育の向上に大変意義があったものと考えます。

ただ今日の同和奨学金について、進学率等の格差是正の中で見直すべきであると考えます。

今後は、社会全体における格差社会の現状を良く検証することが必要であり、その上で継続の是非を考えることが重要だと考えます。

所得判定対象者の範囲や支給基準の在り方等については、現在司法の場において係争中であり、その判断を尊重した制度に改められることを望みます。

② コミュニティセンターの在り方について

京都市においては、昭和 11 年に隣保館を設置して以来、同和地区に

おける身近な行政機関として、若年層の就労や読み書きの出来ない高齢者のための生活上の相談や生活実態の把握、各種事業を展開し住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きな役割を果たして来たことは誰もが認めるところであります。

平成14年度からは、コミュニティセンターとして、同和地区に限らず広く市民に開放し、現在は、相談事業、講座・教室や講演会等の交流事業、貸館事業等を中心に、直営を基本とした運営を行っていますが、私どもは、果たして市民がそれ程広く利用しているかと言うと疑問符が着くと考えます。

また、隣保館運営細則から逸脱した施設の利用状況が最近までであったように、到底市民に理解が得られるような状況でなかったのではないのでしょうか。

これで果たして市民相互の交流が図れるのでしょうか。

やはり条例を改正する前に、市民に理解の得られる正常な隣保館運営の状態に戻した上で、今後の運営においては、NPO法人やまちづくり委員会等に委託するなど、更に民間企業の様々な運営形態を導入し市民に理解の得られる施設利用を促すことが必要であります。

そして「真の人権文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティ活動」の拠点にすることが肝要ではないのでしょうか。

③ 市立浴場等の地区施設の在り方について

市立浴場の運営については、改良住宅における浴室設置率と大きく関係するものであります。

まだまだ浴室設置率は低く地域住民の生活には欠かせない施設であり、最近では、周辺地域の住民の利用も増えてきていると聞きますが、一方、利用者の半数近くが高齢者や障害者であると聞きます。

ここに今後の浴場利用の視点があるのではないのでしょうか。

周辺住民の利用者が増える一方で全体の利用者が減少している現状を踏まえ、施設の果たす役割「市民福祉や公衆衛生向上及びコミュニティの振興」をもう一度見直し、安いから利用するのではなく、浴室空間の創造、コミュニティ自身の変革、サービスの様々な提供しうる施設にしていかなければならないでしょう。

市立浴場から生まれた文化、供養風呂のように地域住民が主体となった浴場運営を図っていかなければなりません。

運営経営改善等についても、利用料金の値上げ、職員を嘱託化、営業時間の短縮などによる光熱水費の削減だけに視点を置いては駄目ではないでしょうか。

コスト削減は大変重要な課題であります、その前に運営方法の在り方がどうであるのかを検証し、民間企業の経営方針等を参考にするなど、新たな運営方法の模索を行うことが肝要ではないでしょうか。

浴場施設の現在の数（13 浴場）が妥当であるかは別として、市立浴場の継続は必要であると考えています。

学習センターについてであります、本来の目的である家庭での学習条件の不十分さを補うための取組みとして、補習学習、進学促進相談、基礎学力定着の対策等、様々な事業によって、同和地区児童生徒の学力向上に大きく貢献し、高校進学率について全市と格差の無い状況まで引き上げてきました。

しかし一方で子供の塾依存率が高まる中で、社会的、経済的に困窮な人達から同和地区の子供たちだけが、特別に補修学習を受けられるという批判も生まれて来たのも事実であります。

現在では、学力向上を学校教育の場で補うことを課題に学習センターでの学習相談は廃止され、自学自習の場の提供や図書館運営、体験交流、講座・教室を中心に運営をされているということですが、もっと周辺地域との連携を図り、若年層や高齢者を問わず幅の広い交流がはかれる生涯学習の場にして行く必要があります。

今後の在り方については、地区の児童数も含め同区内の学習センターとの関係も含め施設の廃止等も視野に考えなければならないのではないのでしょうか。

保健所分室についてであります、現在の社会状況、利用状況も含め設置経過を踏まえた上で、設置場所の変更、施設の存続の是非を検討し、各区の保健事業を充実させ、全体的に網羅できる体制強化を図り、周辺地域も含めた保健・医療・福祉のネットワークを構築することが必要である。現在、診療所があるところについては、診療所を中心とした地域医療の充実を図るべきでと考えるます。

④ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について

住宅地区改良法によって京都市内の各対象地域の住環境整備が積

極的に行われた結果、劣悪な生活環境は大幅に改善されたところがあります。

しかし古い建物には老朽化と狭小、浴室なし等様々な問題を抱え、近年、建てられた住宅とは生活をする上での大きな格差を生じており、随時、古いものから建て替えを行っていますが、企画、建築段階からの住民参加が薄く画一的な建物になっており、周辺地域との整合性や住宅機能の活性化が図れていないなど問題を抱えていると思われます。

今後は長期的な視点に立ち、住民の自立に必要な様々な生活技術を身に付けるための補助も含め、コミュニティの変革をも考慮したまちづくりの中で住宅建設を考えていく必要があると思います。

今後は、30年以上経過している住宅が約6割を占めている中で、これまで通り古い建物から順次建て替えをしていく計画があり、将来に渡って続けていこうとしているのか検討する必要があります。

市民の貴重な税を限りなく投入することは理解が得られるものでなく、どこかで線引きを行い、払い下げ等、住民個人の財産にしていくことも視野に入れた計画が必要であると考えます。

管理運営について、入居実態の無い住宅、目的外使用、長期家賃滞納者等の問題を行政が容認してきた問題があり、住宅管理運営について市民が疑問を持っています。

これはこれまで密室で運動団体との関係を築いてきた行政の責任であり、これを払拭する必要があると思われます。

今後は、民間の経営方針などを取り入れ、住民中心の運営を図り、建物の中にも地域コミュニティを取込んでいくことが必要であると考えます。

現在、空き家戸数約837戸を不良住宅の除去や建て替えのための仮住戸としての活用、火事等災害時のための仮住戸として確保されておりますが、これ程の戸数確保が果たして必要なのかをまず検証しなければならないのではと考えます。

ここに不確定要素があるから不正使用が起こる要因であると考えます。

もっと門戸を広め一般公募を進めることによって混住をはかり、新たなコミュニティを形成し、互いが障壁を乗り越え理解をすることが必要であると思います。

⑤ 崇仁地区における環境改善について

現在、昭和 60 年～平成 23 年度までを事業計画年度として、第 4 地区の改良住宅建て替え事業が継続中ではありますが、事業開始から 22 年が経過しているにも係わらず建設戸数は、全体の約 28%程度しか事業の進捗を見ておらず、到底事業の最終年度までに完了できる状態にありません。

まずこの問題をどの様にするのか、どこに問題点があるのかを洗い出すことが重要だと考えます。

買収が進まない理由として、永年住み慣れた土地に住み続けたいという気持ちが強くある、このことは崇仁地区に限らずどこでもあることだと考えられます。

私どもは、移転先として、地区外移転をするのか、市営住宅に入居するのかなの選択肢が 2 通りしか無いことで、長年住み慣れた地区に残りたいという住民の理解が得られにくく、用地買収が進まない事で事業が遅れている大きな要因であると考えます。

崇仁地区は、JR 京都駅に隣接し、また主要幹線が縦横に走る交通の利便性に優れた地域であり、京都の玄関口としての機能を持ち備えています。

しかるに今後は、地区だけをとりまえて考えるのではなく大きな枠組みの中で京都の都市再生として、区画整理事業法の運用や定期借地権による住宅の建設、PFI 等民間活力の導入も検討すべきであると考えます。

また、崇仁地区の事業完了を見据えて、今後は、国において現在検討されている「道州制」の導入を踏まえた、「地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担う」という事業を大幅に取り入れ、利便価値などを考慮し、未来思考のまちづくりとして、公共施設の移転等を視野に入れた事業の展開も必要であると思います。

⑥ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

私たちは、毎年、8 月の「人権強調月間」と、12 月 4 日～10 日の「人権週間」にあわせて、市民向けの「人権セミナー」及び街頭啓発活動を実施しています。

また、京都府下市町村や各種団体・大学・企業等に対しては、人権教育啓発の推進に関する要請行動を実施しています。

これら取り組みの背景には、社会における「同和問題」に対して、

一般市民意識の中にある、未だに忌避され嫌悪され、働く貧困層、高齢者、定住外国者、精神・知的・身体等に障害のある人の問題等についても、インターネットを利用した新たな差別事象が増加しており、常に弱者が社会から排除や除外されるという、文化的にある因習や慣習を除去しなければ、差別のし放題であり、これらの被害者はいつまでたっても泣き寝入りしなければならない状況にあります。

このように、人権をめぐる社会情勢が流動化する中、人権に関するさまざまな問題が様変わりしている事から、常に人権教育啓発に関する推進体制を整備することが必要であると考えているからであります。

このような私どもの地道な運動の成果により、京都府は「新・京都府人権教育・啓発推進計画」（平成 17 年 1 月）、京都市は「京都市人権文化推進計画」（平成 17 年 3 月）を策定し、府下市町村においても全ての市町村で推進計画が策定されたところであります。

今後は、一層市民啓発の推進を図るためにも、従来の行政主導型の形式ではなく、官民が一体形式となった、市民目線をモットーにした、共感が持てる明るい啓発活動を実施していく必要があると考えています。

さいごに

京都市職員による不祥事問題は後を絶ちません。

梶本前市長の市政改革の継承を掲げ、門川新市長が誕生したものの、就任直後からいわゆる「中抜け」問題が発覚し、ましてや、職員を指導監督する立場の職員が処分対象ではあまりにもお粗末な限りであります。

案の定、マスコミや一部政党は一斉に同和行政の原因であると、同和運動団体への嫌悪感や忌避意識を助長するような報道が目立ちます。

私たちは、一部分をとらまえ、あたかも同和行政や同和運動団体に問題があるとの報道がなされている事を黙認出来ません。

不祥事を起している人達の中で、同和地区関係者はごく僅かであり、ほとんどの人たちが、家族のために必死の思いで働いているのであります。

先般も、懲戒免職処分された元職員が、事実無根だとして京都市に対し処分の取消を求めた訴訟の判決が京都地裁で行われ、「処分は適法とは言えない」として、処分の取消が命じられたところであります。

今もなお、多発している不祥事の原因は、まずは行政にも責任が

ある事を認識し、これまでの同和行政や同和運動団体への批判ありきでなく、真に必要なものは何かを見極めなければなりません。

これからの運動は、行政依存の体質から脱皮し、自立・自助精神で、市民の目線を忘れず、努力したものが報われる社会づくりを形成していかなければなりません。

従って、今後も自分たちの運動に自信と誇りをもち、京都市同和行政の改革に向け全力で取り組む決意であります。